

令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業 業務委託に係るプロポーザル実施要項

1. 業務の目的

少子高齢化や共働き世帯の増加等，様々な社会環境の変化により自治会の加入率が低下している。自治会加入率の低下は，地域防犯の機能低下や災害時の地域での支え合いが困難になる等，地域社会の中で，様々な支障が懸念されるため，持続可能な自治会活動を支援していく必要がある。自治会活動及び地域での助け合いの重要性・必要性を発信することにより，自治会活動への参画意識を醸成し，自治会の加入促進を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託仕様書」（以下，仕様書という）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月29日まで
- (4) 納入場所 ひたちなか市市民生活部市民活動課
- (5) 委託上限額 3,998,500円（消費税を含む）

3. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては，価格のみによる競争では，目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから，より広く専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を募り，受託候補者を評価・選定するためにプロポーザル方式によって行う。

4. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和5年8月7日（月）
(2) 質問の締切	令和5年8月16日（水）正午必着
(3) 質問に対する回答	令和5年8月22日（火）までに順次
(4) 参加申込書受付締切	令和5年8月28日（月）午後5時必着
(5) 参加資格要件確認結果通知	令和5年9月4日（月）
(6) 企画提案書等の提出締切	令和5年9月19日（火）正午必着
(7) プレゼンテーション	令和5年9月27日（水）（予定）
(8) 審査結果通知	令和5年10月3日（火）（予定）
(9) 契約締結	令和5年10月6日（金）（予定）

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年告示第126号）別表各項に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 財務状況等から本業務を遂行することができないおそれがないと判断するもの。
- (7) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまるものでないこと。
- (8) 宗教活動及び政治活動を目的としているものでないこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 事務局（問合せ先）

ひたちなか市市民生活部市民活動課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話：029-273-0111 内線 3223 FAX：029-271-0851

Eメール：katsudou@city.hitachinaka.lg.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	
③	商業登記事項証明書又はその写し	発行3か月以内のものであること。
④	業務経歴書（様式第3号）	
⑤	地方税及び国税に滞納が無いことの証明書	○地方税（写し可：法人市民税） ○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む）） ※いずれも発行3か月以内のものであること。
⑥	直前事業年度の財務諸表の写し または、それに代わる財務状況の確認がとれる書類の写し	
⑦	印鑑証明書の写し	発行3か月以内のものであること。
⑧	その他市長が必要と認める書類	

(3) 提出方法

郵送又は持参により、6- (1) の事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

令和5年8月28日(月) 午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 書類の配布

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和5年8月28日(月)まで、6- (1) の事務局及びひたちなか市ホームページ上で配布する

(7) 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認結果の通知については、令和5年9月4日(月)までに送付する。

7. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書(様式第5号)を郵送、メール又はFAXにより、6- (1) の事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

②受付期間 令和5年8月4日(金) から令和5年8月16日(水) 正午必着

(2) 回答

①回答方法 ひたちなか市ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

②回答日 令和5年8月22日(火) までに順次回答する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書(任意様式)	作成にあたっては、別紙「令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。
②	業務実施体制(様式第6号)	
③	見積書(任意様式)	
④	過去に受託作成したパンフレット等の成果品	

(2) 提出方法

郵送又は持参により、6- (1) の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期間

令和5年9月19日(火) 正午必着

(4) 提出部数

正本を1部, 副本を12部提出すること

9. 審査・選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により, 受託候補者を1者選定する。なお, 応募状況によって, 書類審査により一次選定を行うことがある。

(2) 企画提案書の提出者(以下, 「提案事業者」という。)は, 提出した企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

①プレゼンテーション実施日 令和5年9月27日(水)(予定)

②ワークプラザ勝田

③その他 1提案事業者あたり提案20分, 質疑10分程度

(3) 令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が, 別紙「令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託審査基準書」に基づき, 企画提案書・プレゼンテーション及び契約の誠実な履行に関わる参加者の体制を含めた総合的な審査を行う。なお, 選定委員会が必要と判断した場合は, 企画提案内容について質疑を行うことがある。

(4) 審査方法

①最優秀提案者の決定

各委員の採点により, 総合得点第1位とした委員数の多い者を受託候補者とし, 随意契約の交渉を行う。ただし, その者と合意に至らなかった場合は, 次に総合得点第1位とした委員数の多い者から順に交渉を行う。

②1位とした委員が同数の場合の判定

1位とした委員が同数の場合は, 1位とした委員の総合得点合計点数により得点数の多い者を受託候補者とする。

(5) その他

次の①から⑦までのいずれかに該当した場合には, 失格とする。

① 6-(2)又は8-(1)の提出書類について, 提出期限を過ぎて提出された場合

② 6-(2)又は8-(1)の提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 見積金額が委託上限額を超過している場合

④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

⑤ プレゼンテーションを欠席した場合

⑥ 企画提案にあたり, 著しく信義等に反する行為があったと市が認める場合

⑦ その他, 誠実な契約の履行が望めないと市が認める場合

10. 選定結果の通知・公表

審査結果は, 審査作業終了後, 全ての提案事業者に書面(様式7号)で通知する。なお, 通知予定日は令和5年10月3日(火)とする。

また、審査結果通知日の同日、次の項目をひたちなか市ホームページ上に公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者とひたちなか市の間で、委託内容、委託金額等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結する。

(2) 契約締結にあたっては、受注者はひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第147条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第147条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) その他

①契約代金の支払は、目的物の引渡し完了後に行うものとする。

②受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届を提出するものとする。なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とするものとする。

1 2. その他

(1) 提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出された書類の訂正・差替えは、市が指示した場合を除き、認めない。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、ひたちなか市情報公開条例の規定に基づき対応する。

④提出された書類は、受託候補者審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

①本プロポーザルに係る費用については、全て参加事業者の負担とする。

②6-(2)の提出書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。

③企画提案書及び見積書は、1参加者につき1提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。

④参加事業者が1者のみであった場合でも、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。